

告 示

埼玉県告示第九百五十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

蕨駅西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可の公告の日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区（及び工区）

埼玉県蕨市中央一丁目の一部、埼玉県蕨市大字蕨字仁中歩の一部

四 事務所の所在地

埼玉県蕨市中央一丁目八番五号

五 設立認可の年月日

令和二年八月二十八日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

公告の内容及び都市再開発法施行規則第四条第一項の施行地区区域図によって表示した施行地区を市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して三十日間掲示するものとする。

八 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

本事業計画では個別利用区を定めていないため適用は無いものとする。

九 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和二年九月二十六日